



ネットワーク

IKG

編集発行人
税理士
中小企業診断士
行政書士

税理士法人 IKG

〒360-0024
熊谷市問屋町2-4-18
ソシオ熊谷情報センター
TEL 048(528)2190(代)
FAX 048(528)2193

紫陽花と葵

6月

(水無月) JUNE

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	15	29
土	16	30
日	3	17
月	4	18
火	5	19
水	6	20
木	7	21
金	8	22
土	9	23

6月の税務と労務

- | | | |
|-------------------------------------|-------|------------------------------|
| 国 税／5月分源泉所得税の納付 | 6月11日 | 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) |
| 国 税／所得税の予定納税額の通知 | 6月15日 | 市町村の条例で定める日 |
| 国 税／4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) | 7月2日 | 労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 |
| 国 税／10月決算法人の中間申告 | 7月2日 | 支払後5日以内 |
| 国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) | 7月2日 | 労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出) |

ワンポイント 民泊新法の施行

一般住宅に有料で旅行者等を泊める「民泊」の営業ルールを定めた住宅宿泊事業法が6月から施行され、都道府県知事等に届け出た家主は、年間180日(泊)を上限に民泊営業が可能となります。なお、一般的に個人が民泊により得た所得は、単なる不動産賃貸とは異なり、不動産所得ではなく雑所得となります。

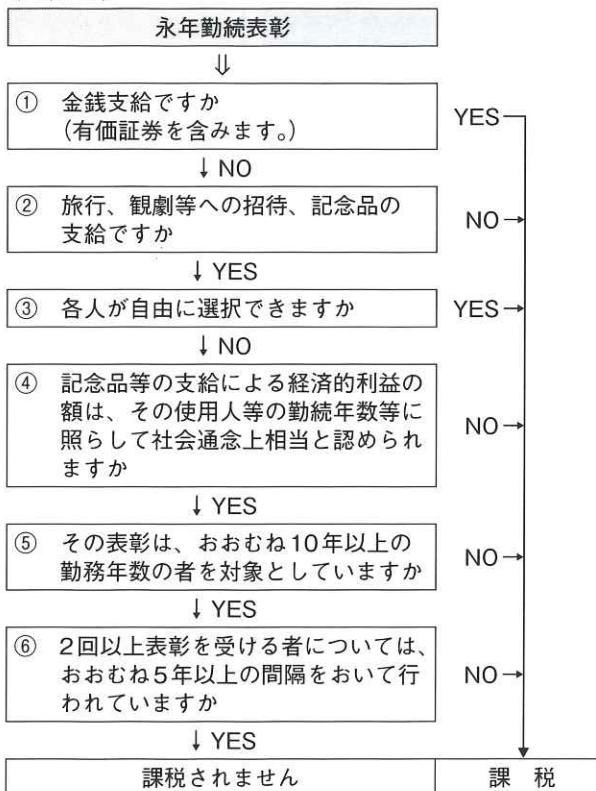
経済的利益の 課否判断

会社が使用者や役員に何らかの経済的利益を与える場合に、その取扱いが現物給与に当たるか迷うことがあります。そこで、今回はよくあるケースをQ & Aも交えて整理してみます。

1. 永年勤続者の記念品等

会社が永年勤続した役員又は使用者の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによりその役員又は使用者が受ける経済的利益については、一定の要件のもとに課税しなくて差し支えないものとされます（図表1）。

(図表1)



したのと同様であることから、原則として、給与等として課税されます。ただし、その旅行ギフト券を交付してから相当の期間内（おむね1年程度）に旅行をし旅行代金の精算を行い、その旅行の事実を確認できる書類を備えている場合など旅行に招待したものと実質的に変わりがない場合は、課税しないで差し支えないこととされています。

Q1

使用者のうち勤続二十年以上の永年勤続者に対して、次のようなものを支給した場合、

- ① 給与として課税されますか。
② 永年勤続者のうち勤続二十年に達した者には二泊三日（十万円程度）、勤続二十五年（八万円程度）に達した者には四泊五日（十八万円程度）でいずれも夫婦での国内旅行をさせ、その費用を会社が旅行会社へ直接支払った場合

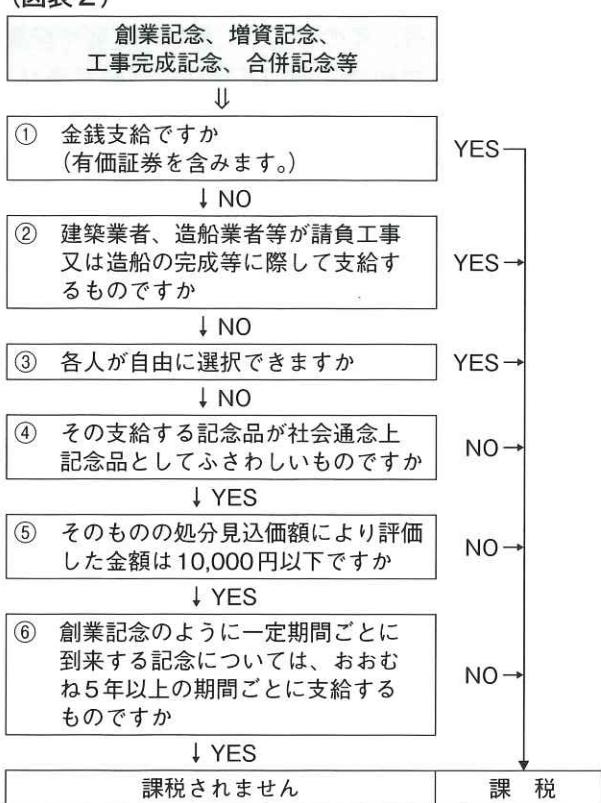
A1 ② 勤続二十五年の永年勤続者のうち、旅行に参加しない一名に旅行の代りに三十五万円の絵画を支給した場合について、社会通念上相当なものと判断され、かつ会社がその費用を直接支払っていることから、課税しないで差し支えありません。

一方、②については、まず均一の表彰という観点から外れてしまって、勤続二十五年の永年勤続者が受ける四泊五日の招待旅行費用と比較しても相当多額であり、また、社会通念上相当な金額を超えるものと判断されまでの、三十五万円全額が給与として源泉徴収の対象となります。



2. 創業記念品等

会社が役員又は使用人に対し創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品は、一定の要件に該当すれば、課税しなくて差し支えないものとされています。(図表2)。



なお、図表2の⑤の処分見込価額により評価した金額が一万円以下かどうかの判定は、処分見込価額により評価した金額が一万円以下かどうかの判定は、処分見込価額により評価した金額が一万円以下かどうかの判定は、処分見込価額により評価した金額が一万円以下かどうかの判定は、処分見込価額により評価した金額が一万円以下かどうかの判定は、

Q2 当社は、本年で創立三十一年になります。これを記念して全社員に記念品を贈りたいと考えていますが、どのように取り扱いになりますか。また、取扱いになりますか。また、取扱いになりますか。また、取扱いになりますか。また、取扱いになりますか。

引先にも記念品を贈るとどうな
りますか。

A2 会社の何周年記念等にお

く高額となるものについては、
この趣旨を逸脱すること

② 課税されないための要件に

「家事使用程度の数量である
こと」とあるように、通常家
事に使用される物を対象とし
ており、不動産等はこの範囲
から外れると認められること

底にあり、経済的利益が著し
少額不追及という考え方があ
り、経済的利益の取扱いは、
所得税法における課税され
ない経済的利益の取扱いは、
な額せん。

① 不動産などについては、次の理由
から値引販売の対象とはされ
ません。

なお、高額な商品、例えば不
動産などについては、次の理由
から値引販売の対象とはされ
ません。

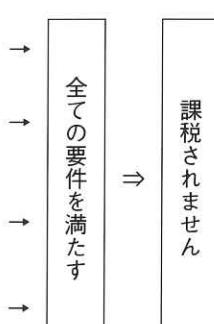
② な額せん。

会社が役員又は使用人に対し
自己の取り扱う商品、製品等(有
価証券及び食事を除く。)の値
引販売をすることにより供与す
る経済的利益で図表3に示す要
件を満たすものは、課税しなく
て差し支えないものとされてい
ます。

ただし、図表2で源泉所得税
が課税されない場合には、福利
厚生費になります。

3. 値引販売

要 件
① 販売価額が自社の取得価額以上であること
② 販売価額が通常他に販売する価額の おおむね70%以上であること
③ 値引率が役員をはじめ全社員一律か、地位 や勤続年数に応じた合理的な格差により定 められていること
④ 家事使用程度の数量であること



年の中途で源泉控除対象配偶者に異動があった場合

平成30年より、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更され、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて源泉徴収税額を計算することとなっています。

この源泉控除対象配偶者とは、給与所得者（合計所得金額の見積額が900万円以下の人々に限る）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人々を除く）で、合計所得金額の見積額が85万円以下の人々をいいます。

例えば、平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、源泉控除対象配偶者に該当するかどうかを判定する場合には、平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する日の現況における、直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった合計所得金額等によ

り判定します。

その後、年の中途で、給与所得者や配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当することになった場合、あるいは該当しないことになった場合には、給与所得者は、合計所得金額の見積額に異動があった日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与の支払者へ提出することとなります。

これを受け、給与の支払者は、給与所得者から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出があった日以後、扶養親族等の数を変更して源泉徴収税額の計算を行います。なお、既に源泉徴収を行った月分の源泉徴収税額については、遡って修正することはできないため、年末調整で精算します。

確定申告を間違えたとき

確定申告をして、法定申告期限後に間違った気がついた場合は、申告内容を修正する必要があります。その方法は税額が多くなるか少なくなるか、で異なってきます。（税額を多く申告していたとき）

「更正の請求書」を税務署長に提出します。税務署ではその内容を検討し、確かに申告内容が間違っていたと認められる場合はそれを是正する措置（減額更正）を行い、払い過ぎた税金を還付します。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

（税額を少なく申告していたとき）

「修正申告書」を作成し税務署に提出すると同時に納税してください。修正申告書に記載する事項は通常の確定申告書と同じです。税額を少なく申告していたためペナルティが課されることがあります。間違いに気がついたときは速やかに修正申告しましょう。

印紙税		継続的取引の基本となる契約書となるものの要件
(3)	(2)(1)	印紙税の課税物件表の第七号文書（継続的取引の基本となる契約書）は、次の五要件のすべてを満たすものが該当します。
二以上の取引を継続して行うこと	二以上の取引に共通して適	てを満たすものが該当します。
運送取扱い又は請負のいずれかの取引に関する契約であること	二以上の取引に共通して適	てを満たすものが該当します。
（5）	（4）	うための契約であること
る契約でないこと	二以上の取引に共通して適	うための契約であること
電気又はガスの供給に関する	二以上の取引に共通して適	うための契約であること
	物の種類、取扱数量、単価、	うための契約であること
	対価の支払方法、債務不履行	うための契約であること
	再販売価格のうちの一以上の	うための契約であること
	事項を定める契約であること	うための契約であること